The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	否定疑問文と確認要求的表現 : 対照方言研究の一試論
Author(s)	三宅, 知宏
Citation	阪大日本語研究. 2017, 29, p. 1-18
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60636
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『阪大日本語研究』29（2017）

否定疑問文と確認要求的表現
―対照方言研究の一試論―

Negative questions and confirmation requests：
An essay on contrastive studies of dialect

三宅 知宏
MIYAKE Tomohiro

キーワード：確認要求的表現、確認要求、同意要求、否定疑問文、対照方言研究

要旨

本稿は、日本語における、“デハナイカ（ジャナイカ）”という文末形式を伴った否定疑問文による確認要求的表現としての用法を、方言における“ガ”系の文末形式による確認要求的表現としての用法と対照しつつ、考察することを目的としたものである。結果として、次のようなことを明らかにした。標準語の“デハナイカⅠ類”および岡山方言の“ガ”について、ともにその諸用法に共通する本質的な意味（「スキーマ」）を、「非現実相（irrealis）の表示」ということに求めた。ただし、“ガ”には、“デハナイカⅠ類”にはない「認識矛盾の表明」という、聞き手への要求性を持たない用法があるため、その説明として、“デハナイカⅠ類”における“カ”のように、聞き手への要求性を担うと思われる要素を伴っているかどうかが、この用法の有無にかかわるという仮説を立てた。この仮説を類推させるデータとして、奄美方言の“ガ”は単独では「認識矛盾の表明」しか表さず、聞き手への要求性を持つ用法の場合は、要求性を担う要素である“ネ”を後接させた“ガネ”という形式を用いなければならない、という事実を指摘した。

1. はじめに

本稿は、日本語における、“デハナイカ（ジャナイカ）”という文末形式を伴った否定疑問文による確認要求的表現としての用法を、方言における“ガ”系の文末形式による確認要求的表現としての用法と対照しつつ、考察することを目的とする。

具体的には、次のような3点に、本稿の論旨は集約される。

①“デハナイカ（ジャナイカ）”という形式によって表される確認要求的表現の用法の諸相を観察した上で、それらに共通する本質的な意味（スキーマとしての意味）を考察する。

②方言（とりわけ岡山方言および奄美方言）において観察される、“ガ”系の文末形式という非疑問文の形式による確認要求的表現と、“デハナイカ（ジャナイカ）”による確認要求的表現とを対照する。

③上の①②を通して、「非現実相（irrealis）」であることの表示が、情報の新規獲得、および確認要求的表現とどのようにかかわるかということを考え、また、“デハナイカ”にはないが、

“ガ”系の形式にはある「認識矛盾の表明」という用法と、聞き手への要求性の関係について、仮説を立てる。

結果として、本稿は、上のような論旨を展開することにより、確認要求的表現に関する対照方言研究の基盤を形成することになる。

本稿は、以下のような構成をとる。2.において、考察の前提とする事柄について確認し、3.において、“デハナイカ”（特に本稿で“デハナイカⅠ類”と呼ぶ形式）による確認要求的表現を考察し、4.において、方言における“ガ”系の文末形式との対照を行う。5.で、結論をまとめる。

2. 考察の前提（三宅（2011））

本稿における考察の枠組みとして、三宅（2011）（第4部）を採用し、前提とする。以下において、「確認要求的表現」「確認要求」「同意要求」等、本稿の考察に必要な概念／用語を概説する。詳細は、三宅（2011）を参照されたい。

2. 1. 確認要求的表現

本稿における「確認要求的表現」とは、広い意味で、確認や同意を聞き手に求める表現一般を指す。標準語では、次例のように、“ダロウ”、“デハナイカ（ジャナイカ）”、“ネ”等の文末辞によって表されるものである。

（1）「おなかがすいたダロウ／んジャナイカ」「うん」
（2）「忘れないようにちゃんと言っておいたダロウ／ジャナイカ」「はい」
（3）「いい天気になったネ」「そうだね」

この「確認要求的表現」はさらに、「確認要求」と「同意要求」に下位分類される。

（4）「確認要求」：話し手にとって不確実なことを、聞き手に、確実にしてもらうことを要求する[1)]。
（5）「同意要求」：話し手にとって確実なことを、聞き手に同意してもらうことを要求する。

この「確認要求」と「同意要求」の大きな違いは、前者には話し手にとって何らかの不確実なこと（詳細は後述）があるのに対し、後者には話し手にとって不確実なことはないというこ

とであり、前者は情報の要求があるという点で、広義の「疑問表現」と言えるが、後者は最広義においても「疑問表現」ではない。

次節以降でさらに概略を述べるが、前もって、「確認要求的表現」全体の見取り図を表の形で示しておく。下の**表1**を参照の上、次節以降の参考とされたい。

表1　確認要求的表現の諸相

		ダロウ	デハナイカⅠ類	デハナイカⅡ類	ネ
確認要求	命題確認の要求	○	―	○	○
	知識確認の要求	○	○	―	―
同意要求		―	○	―	○

2. 3. 確認要求

前述したように、「確認要求」とは、「話し手にとって不確実なことを、聞き手に確実にしてもらうことを要求する」ものであったが、その「確認される対象」（話し手にとって不確実なこと）には、二つの異なったレベルが存在すると思われる。

一つは、確認の対象を命題（文の事柄的意味内容）の真偽とするものであり、その場合、「命題が真であることの確認を要求する」という用法となる。このタイプを「命題確認の要求」と呼ぶ。次のような例がこれにあたる。

（6）「待った<u>でしょう</u>、随分？」「いや、それほどでもない」

（7）「きみは、資産家に生まれたら一生気楽に生きていける、そう思ってる<u>だろう</u>？」「ええ」

他の一つは、確認の対象を命題によって表される知識（情報）とするものであり、その場合、「当該の知識を聞き手が有していることの確認を要求する」という用法となる。このタイプを「知識確認の要求」と呼ぶ。

「知識確認の要求」は、命題が真であることは話し手にとって確実なのであるが、その命題内容を聞き手が知っているかどうかが、話し手にとって不確実であり、それを確実にしてもらうことを要求するものである。次例のようなものがこれにあたるのであるが、この用法の特徴として、命題と確認要求を表す形式の間に“…ことを知っている”を挿入しても表現効果が変わらないということがあげられる（“…ことが分かる”の方が合う場合もある）。

（8）「あのね、駅の地下街にね、『テイク』ってブティックがあるでしょ」「うん、ある」
（8'）「 …… があることを知っているでしょ」

これは、この用法が命題そのものを確認の対象としているのではないということの証左となり得る。以下に類例をあげる。

（9）「この間、私、東京に帰ったでしょう?」「はあ」「あのとき、立川に行ってみたんです」
（10）「私がずっと家にいただろう。その時はその時で、母さんイライラしてたんだが、私がまた勤めだして、家でひとりになると、淋しくていられないらしくてね」
（11）「何言ってんの、2児の母親がスキーなんて行けっこないでしょ」
（12）「そんなのんきなことを言っている場合じゃないだろ」

これらは全て「知識確認の要求」とみなされるが、より細かく観察すると、（9）（10）のような例と（11）（12）のような例では少し機能が異なることに気付く。

（9）（10）は、聞き手の知識を確認することによって、話し手と聞き手が潜在的に共有していると仮定される知識を活性化させている。これを「潜在的共有知識の活性化」と呼ぶ。

（11）（12）は、聞き手の知識を確認することによって、聞き手に話し手と同じ認識を持つことを要求している。これを「認識の同一化要求」と呼ぶ。

ただ注意していただきたいのは、両者はあくまで「知識確認の要求」の一側面であり、独立した「用法」ではないということである。「用法」としてはあくまで「知識確認の要求」である。

「潜在的共有知識の活性化」としての機能を持つ「知識確認の要求」の例を次にあげる。このタイプは、“ホラ”との共起が可能であることが特徴である。

（13）「ほら、こういう広告がいっぱい新聞に載っているでしょう。新聞社の経営は安い購読料ではとてもまかなってはいけないので、こういう広告収入で経費を出すのです」
（14）「社長の御子息の誕生パーティでビンゴゲームやっただろ」「はい」「その時な、あのアザラシにわが社の株10％が当たったんだ」

「認識の同一化要求」としての機能を持つ「知識確認の要求」の例は次のようなものである。

（15）「へえ。いつからお姉ちゃんとこ、お手伝いさん置いたのかと思った」「あんな狭い

アパートにお手伝いさんがいるわけないでしょ」

（16）「エーッ本気でお仕事に出るんですか？」「もちろん本気ですよ」「そんな急に」「急ではありませんよ。前々から言ってたでしょう」

まとめると次のようになる。

（17）
確認要求
- 命題確認の要求：確認の対象が命題の真偽
  〈命題が真であることの確認を聞き手に要求〉
- 知識確認の要求：確認の対象が命題によって表される知識（情報）
  〈当該の知識を聞き手が有していることの確認を要求〉

なお、確認される対象のレベルは異なるものの、両者とも「不確実なことを確実にする」という「確認」の機能を共有していると言える。「確認要求」として一括する理由である。

2. 4. ダロウ以外の形式による確認要求

前節では、“ダロウ”という形式によるものを例にとって、「確認要求」の概略を述べたが、ここでは、“ダロウ”以外の形式による「確認要求」について述べておく。“ダロウ”以外の形式としては、“デハナイカ（ジャナイカ）”と終助詞の“ネ”があげられる。

このうち“デハナイカ”については、以下のことを前提とする。

まず、“デハナイカ”という表示には、“ジャナイカ”、“ジャナイ”、“ジャナイデスカ”、“ジャアリマセンカ”等の変種も含まれているものとする。

また、“デハナイカ”は、二つの異なる形式に分けられねばならない。それぞれ、“デハナイカⅠ類”、“デハナイカⅡ類”と呼ぶ（田野村（1988））。この類別は、一つの形式における用法の違いではなく、形式として異なることを示す。すなわち、多義ではなく、同音異義語ということである。両者は、後述するように、表される用法に違いが見られるだけでなく、形態論的（統語論的）にも、次のような特徴がある。

Ⅰ類は体言だけでなく用言にも接続することができるのに対し、Ⅱ類は体言にしか接続できない。したがって用言の述語にデハナイカⅡ類を接続させる時は、間に“ノ”の挿入が必要になる。次の（18）はⅠ類、（19）はⅡ類である。

（18）（ほらみろ、やっぱり）太郎はこの事を知らなかったじゃないか

（19）（ひょっとして）太郎はこの事を知らなかったんじゃないか

また、“デハナカッタカ”のようにタ形をとったり、“デハナイノカ”のように“ノダ”を後接させたり、“デハナイカナ／カシラ”のように“カナ”“カシラ”をとることのできるのは、Ⅱ類であって、Ⅰ類は不可能である。

なお、方言では、このⅠ類／Ⅱ類に、外形的にも全く異なる形式が対応している（同音語ではない）場合が多く観察される。したがって、方言の対照研究においては、このⅠ類／Ⅱ類は極めて重要である。

以上のことをふまえた上で、これらの形式による確認要求について見ていこう。前掲の**表 1** もあわせて参照されたい。

最初に「命題確認の要求」である。これは、“デハナイカⅡ類”および“ネ”によって表され得るが、“デハナイカⅠ類”は不可能である[2)]。

（20）「お姉ちゃん、会いたいんじゃない。今井さんと、すっごく」
（21）「失礼ですが、あなたは東京の方じゃありませんか」「おや、どうしてわかります？」
（22）「あなたは、誰に責任があるかということを、知りたいのですね」「それは当然、妻がああいうことになったわけですから」「その責任ならわたしにあります」
（23）「もう一度、おききしますけれど、お心あたりは全然ないわけですね？」主任は、念を押した。「ありません」

上の（20）（21）が“デハナイカⅡ類”、（22）（23）が“ネ”の例である。なお、同じ「命題確認の要求」の用法における、両者の違いは、命題に対する確信度の違いであろうと思われるが、詳細は、三宅（2011）を参照されたい。次例の対比は、この点が分かりやすい。“デハナイカⅡ類”の方が“ネ”よりも確信度が低いと言える。

（24）「もしかして、黒板純君じゃない？中井だよ ホラ、小学校で一緒だった!」「中井君!」
（25）「鵜原宗太郎さんですね？」若い配達夫は電報を握っていた。「そうです」「判を押して下さい」

次に、「知識確認の要求」である。これは、“デハナイカⅠ類”によって表し得るが、“デハナイカⅡ類”、“ネ”は不可能である。したがって、「確認要求」に関して、”デハナイカⅠ類／Ⅱ類”はそれぞれ「知識確認の要求」と「命題確認の要求」に相補分布をなすことになる。

次のような例がこれにあたる。

（26）「高木だよ」「高木？」「ホラ東光大学のボクシング同好会の高木、大学の時に、よく試合をしたじゃないか？」
（27）「偉そうなことを言ったかね、武彦君が」「旦那さんに、〈理由を聞きたい〉なんて言ってたじゃありませんか」
（28）「あの人、奥さんも子供もいるんだぞ」「知ってる」「不倫じゃないか」
（29）「みっともない。早朝にあんな大声をだしてご近所にも誤解されるじゃないか」

2. 5. 同意要求

この節では、「確認要求的表現」における、「確認要求」ではない用法である「同意要求」について述べる。

「同意要求」とは、前述の（5）のように、「話し手にとって確実なことを、聞き手に同意してもらうことを要求する。」というものであった。この用法は、主として“ネ”によって、部分的に“デハナイカⅠ類” によって表される。次のような例がこれにあたる。

（30）「少し、冷えてきましたね」「ええ、…」
（31）「今にも降ってきそうですね」「ほんとだね」
（32）「チーズの塩気とピーマンの甘さがすごく合うね」「うん、合う」

上の例では、“ネ”によって、話し手が認識していること（命題内容）の「同意」を聞き手に求めていることが表されている。

「同意要求」は、“デハナイカⅠ類”によって表されることがある。次例のようなものである。

（33）「おっ、おいしいじゃないか」「ありがとう」
（34）「陸上部の園田じゃないか!! なんでこんなとこにいるんだ？」「取手君!?」

“デハナイカⅠ類”による「同意要求」は、“ネ”によるそれと比べて、何等かの「驚き」のようなニュアンスが加わるところに特徴があると思われる。この点については、後述するところがある。

さて、この「同意要求」は、話し手にとって不確実なことが、「命題」および「知識」のいずれのレベルにおいても存在しないというところに、「確認要求」との違いがあった。このことが、“ダロウ”がこの用法を持たないということの理由であり、さらに“ダロウ”の本質的な意味（「スキーマ」）が「推量」であることの証拠であると考えるが、そのような分析の詳細も、三宅

（2011）を参照されたい[3)]。

2. 6. 残されている課題／本稿の課題

ここで詳細を紹介することはできないが、三宅（2011）では、“ダロウ”に関して、総合的かつ根本的な分析がなされ、“ダロウ”の諸用法の関係を、最も基本的な用法（「プロトタイプ」）である「推量」からの「拡張」として分析している。あわせて「命題確認の要求」と「知識確認の要求」の間にも「拡張」の関係があるとしている[4)]。

（35）「推量」----►「命題確認の要求」----►「知識確認の要求」

しかしながら、三宅（2011）は、あくまで“ダロウ”の分析を目的としたものであったため、「確認要求的表現」が表される“ダロウ”以外の形式については、用法の記述のみで、その分析には至っていない。そのため未解決の課題として、“ダロウ”以外の形式はどのように分析されるかということが残されている。

例えば、前述のように、“デハナイカⅠ類”は「知識確認の要求」は持つが、「命題確認の要求」は持たないので、“ダロウ”のような「拡張」による分析は不可能である。さらに、“デハナイカⅠ類”は“ダロウ”にはない「同意要求」の用法を持つので、“ダロウ”とは、本質的な意味（「スキーマ」）において異なっていると考えられる。

本稿は、このような残された課題の解決に取り組もうとするものである。

方言のデータを見ると、“デハナイカⅠ類”のような、「命題確認の要求」は持たないが、「知識確認の要求」は持つ、という形式は多く観察される。したがって、方言との対照研究のためにも、“デハナイカⅠ類”の詳細な分析は必要とされるのである。

3. “デハナイカⅠ類” の分析

前述したように、“デハナイカⅠ類”は、「知識確認の要求」の用法は持つが、「命題確認の要求」の用法は持たないものであった。これは“ダロウ”の場合とは異なり、“デハナイカⅠ類”の「知識確認の要求」は「命題確認の要求」からの拡張ではない、ということを意味する。

（36）待った<u>でしょう</u>／*<u>じゃない</u>、随分？

（37）ほら、こういう広告がいっぱい新聞に載っている<u>でしょう</u>／OK<u>じゃないですか</u>。

（38）そんなのんきなことを言っている場合じゃない<u>だろ</u>／OK<u>じゃないか</u>

実際、上の（36）のような「命題確認の要求」が表される“ダロウ”は“デハナイカⅠ類”によって置き換え不可能であるが、（37）（38）のような「知識確認の要求」が表される“ダロウ”はそれが可能である。

それでは、“デハナイカⅠ類”にはどのような分析がなされるべきであろうか。そのためにまず、“デハナイカⅠ類”による「知識確認の要求」を改めて観察してみよう。

（39）「高木だよ」「高木？」「ホラ東光大学のボクシング同好会の高木、大学の時に、よく試合をしたじゃないか？」
（40）「ほら、言ってたじゃない。火曜日に面接に行くんだって」「そんなこと話したっけ。」
（41）「ほら、ここへ来るのにタクシーを使ったじゃないですか。ですからきっと誰かが気付いてくれます」
（42）「あの人、奥さんも子供もいるんだぞ」「知ってる」「不倫じゃないか」
（43）みっともない。早朝にあんな大声をだしてご近所にも誤解されるじゃないか。
（44）「だって君には恋人がいるし、僕のこと考える必要なんてないじゃないか」「恋人がいたらあなたのこと考えちゃいけないわけ？」

上の（39）～（41）は「潜在的共有知識の活性化」、（42）～（44）は「認識の同一化要求」としての機能が表されている例である。

“ダロウ”の分析においては、この二つはあくまで「知識確認の要求」という「用法」が持つ機能とされ、これら自体が独立した「用法」とは見なされていなかったが、そのことは一旦、脇に置いて、この両者、すなわち「潜在的共有知識の活性化」と「認識の同一化要求」の共通性を改めて考えてみよう。

この両者には、共通して、話し手の認識と聞き手の認識との間にズレ（矛盾）があり、そのズレの解消を求める、という特性がある。この特性は、話し手が認識している事柄（命題部分）が聞き手の認識の中に存在していないため、その導入を求める、と言い換えてもよい[5)]。

次に、“デハナイカⅠ類”が持つ「確認要求的表現」ではない用法を見てみよう。なお、この用法は、主として独話で現れるものである。

（45）会場には、ふろが付いていない部屋に浴槽を設置する業者らがいて、さかんに勧誘していました。しかも、驚いたことに当選者リストを持っているではないですか。

（46）振り返ってみると、なんとその一団のまんなかにホロヴィッツがいるではないか。
（47）そうか、簡単なことじゃないか。朝食の用意をすべて朝になってからやる必要なんか、どこにもなかった。

このような“デハナイカⅠ類”によって表されているのは、ある種の驚きを伴って情報が新規に獲得されたことである。この用法を「驚きの表示」と呼んでおこう。

この「驚きの表示」という用法は、前掲の（33）（34）で示された“デハナイカⅠ類”による「同意要求」を想起させる。“デハナイカⅠ類”による「同意要求」は、“ネ”によるものと比較した場合、ある種の「驚き」（情報の新規獲得）があると言えたからである。次に類例をあげる。

（48）「食欲あるじゃない、お父さん」「そうか」
（49）「何回ダウンをさせられたんだっけ」「八回かな」「八回！ よく立ったじゃないか！」
（50）部屋に入ってくると、母はすぐ冷蔵庫の中を覗いて、「何にも入ってないじゃない？」と、大げさに驚いてみせる。「給料日の前はそうなっちゃうのよ」

以上のような、“デハナイカⅠ類”が持つ「知識確認の要求」（「潜在的共有知識の活性化」／「認識の同一化要求」）の用法と、「驚きの表示」の用法との関係はどのように分析できるのであろうか。

ここで、Akatsuka（1985）の仮説をふまえよう。次のようなものである。

（51）「新規獲得情報」（newly-learned information）は，「非現実相」（irrealis）に属する[6)]。

この仮説の根拠となるのは、次のような対話における条件節の用法である。

（52）A: *Boku, huyu no LSA ni iku koto ni sita yo.*（僕、冬のLSAに行くことにしたよ）
B:（*Mosi）*kimi ga iku no nara, boku mo iku yo.*（君が行くのなら、ぼくも行くよ）
（53）Speaker B to his friend: *Takeda san ga LSA ni iku {*no nara / kara} boku mo iku yo.*（タケダさんがLSAに行く {*のなら／から}、ぼくも行くよ）

（（52）（53）とも Akatsuka（1985）：629-630）

一般に、仮定的な条件節は「非現実相」（irrealis）であるという前提に立つと、（52）のBの発話は、文脈的に非現実ではあり得ない事態が条件節で表現されている点で、特殊と言えるものである。このような例では、条件節に“もし”が共起できないことからもそれは分かる。

Akatsuka（1985）は、この現象を、（51）の仮説で説明しようとするのである。たしかに（52）のBの発話における条件節の内容は、直前のAの発話によってもたらされた新規獲得情報である。そして（53）のように、新規獲得情報ではなくなった文脈では、もはや条件節では表現できず、理由節にしなければならないということも、この説明を補強する。

本稿では、このAkatsuka（1985）の仮説を受け入れ、前提とする。

なお、この仮説は、次のような事実により、さらに補強できる。

（54）安全上の理由で、ペットボトルは機内へ持ち込めないわけだ／（≠はずだ）。

（55）そうか、今日は日曜日か。どうりで混雑していないわけだ／はずだ。[7)]

上の（54）で示されるように、通常、“ワケダ”は“ハズダ”に置き換えることはできない。“ハズダ”は、「認識的モダリティ」（三宅（2011））が表される形式とされることがあるように、それが生起すると、命題の真偽が不確実になるので、命題は真であることが表される“ワケダ”に置き換えられないのはあたりまえとさえ言える。

ところが、（55）のような文脈においては、両者が置き換え可能になるという、特殊な現象が観察できる。（55）のような文脈とは、命題の理由にあたる情報が新規に獲得されたというような文脈である（“ドウリデ”と共起できることが特徴的である）。

Akatsuka（1985）は、命題の真偽が不確実であることも「非現実相」（irrealis）ととらえていることから、“ハズダ”は本来的に「非現実相」（irrealis）とみなせる。そうすると、この“ワケダ”と“ハズダ”の交替現象は、本来的に「非現実相」（irrealis）ではない“ワケダ”が、情報を新規に獲得した文脈では「非現実相」（irrealis）になっているとみなすことができる。この事実は、（51）の補強になると思われる。

もう一つ、（51）の補強になると思われる現象を観察しておく。次例を見られたい。

（56）「異議のある方の挙手を求めます。」（誰も挙手しない）「どなたも挙手なさっていないようですので、全員異議なしと認めます。」

これは、三宅（2006）で「“ヨウダ”の婉曲用法」と呼ばれているものである。上の（56）では、現実に起こっている事態／客観的な事実の描写にもかかわらず、“ヨウダ”が生起している。

ただし、この文脈は、新規に情報を獲得したことが明らかである。（51）の仮説に従えば、現実に起こっている事態／客観的な事実であっても、それが新規獲得情報なので、「非現実相」（irrealis）とみなされ、“ヨウダ”の生起を許すという分析が可能である。

さて、（51）のようなAkatsuka（1985）の仮説を前提とした上で、再び“デハナイカⅠ類”の分析に戻ろう。

まず、「知識確認の要求」（「潜在的共有知識の活性化」「認識の同一化要求」）の場合は、「聞き手の認識」も「外界の状況」に含まれるとすると、話し手の認識している事柄（命題部分）が外界の状況において存在しないということである。すなわち、話し手の認識している事柄（命題部分）が外界の状況において、「非現実相」（irrealis）であると言える。

次に「驚きの表示」の場合は、話し手の認識している事柄（命題部分）が外界の状況において、新規に獲得された情報である。すなわち、話し手の認識している事柄（命題部分）が外界の状況において、「非現実相」（irrealis）であると言える。

このように考えると、“デハナイカⅠ類”の「スキーマ」（全ての用法に共通する本質的な意味）は、「「非現実相」（irrealis）の表示」ということに求められる。

次のような認識の構造をなしていると思われる。

（57）［（外界の状況は）［　命　題　］ではない］[8)]

“デハナイカⅠ類”による「知識確認の要求」（「潜在的共有知識の活性化」「認識の同一化要求」）の用法は、「非現実相」であることを聞き手に向かって表明した場合、語用論的効果により、その解消を要求することが表されるようになったものと分析できる。

これは、“ダロウ”における「命題確認の要求」からの拡張とは異なる分析である。

4. 方言との対照

前節までの内容を基にして、方言における、“デハナイカⅠ類”と類似の意味が表される形式との対照を行う。

まず、岡山方言の“ガ”を取り上げる。以下の例、およびその翻訳を見られたい。

（58）「ありや！」と加代は言つた。「ほんまぢゃなあ。よう似とるが！ 變ななあ」
「何も變な事はありやせんが」「變ながあ。他所の子とうちの子と似とるんぢゃもん」

[翻訳]：～「ほんとうだなあ。よく似ているじゃない! 変だなあ。」「何も変なことはないじゃない」「変じゃない。～」　（石川達三著『心猿』（1946））

（59）「もう、おいとましましょ」「えっ、だめじゃ母さん。おれの用事はこれからで」
「だって、もう三時過ぎたのよ。遊ぶんだったら明日でもええが」
[翻訳]：～「～おれの用事はこれからだよ」「～遊ぶんだったら明日でもいいじゃない」

（60）「だいじょうぶだって。塾は五時からじゃろ。心配せんかて間に合うって」
「だって塾の宿題してないが」「なんとかなるって、今、塾どころじゃないんだ」
[翻訳]：～「だって塾の宿題してないじゃない」～

（59）（60）：（あさのあつこ著『バッテリー』（1996））

（61）「よーわからんかったわー」「うそー。こかーぜってーでるでゆーて、せんせーがじゅぎょーでいよーたがー。」「ほんまー？ そねーなことーゆーた？」
[ここは絶対に出るぞって、先生が授業で言っていたじゃない][9)]

（62）まさか、あのみしょーよやくしとらんの？ しとくいよーたがー！
[あの店を予約してないの？ しておくって言っていたじゃない]

（61）（62）：（青山融著『岡山弁JAGA!』（1998））

上例のように、岡山方言の“ガ”は、“デハナイカⅠ類”とほぼ同じ表現効果を持つものと言える。実際、岡山方言の“ガ”は、“デハナイカⅠ類”と同じ用法の広がりを持つ。

（63）きゃーっ！ なんかふんでしもーたおもーたら、トーチカじゃがっ！
[何か踏んでしまったと思ったら、ザリガニじゃない]

（64）こけーありますがー　[ここにあるじゃないですか]

（65）さっきおせーたげたがー　[さっき教えてあげたじゃない]

（66）「なーあんた、けーえーが。かわれー。」「ほーかなー、ちょっとじみじゃねーかなー。」
[これいいじゃない。買いなさいよ。]

（63）～（66）：（青山融著『岡山弁JAGA!』）

上の（63）は「驚きの表示」、（64）は「知識確認の要求」（潜在的共有知識の活性化）、（65）は「知識確認の要求」（認識の同一化要求）、（66）は「同意要求」の例である。

この“ガ”の分析のために、“ガ”を「逆接の接続助詞」由来と仮定する。

ただし、その根拠は形態的同一性のみであり、強い仮定とは言えない。しかし、強い仮定ではなくとも、この仮定に従えば、“デハナイカⅠ類”とほぼ同じ分析が可能になる。すなわち、“ガ”も、「非現実相」（irrealis）の表示と考えるということである。次のような認識の構造が考えられる。

（67）［（話し手の認識では）［　命　題　］だが、（外界の状況はそうではない）］

ところで、岡山方言の“ガ”には、“デハナイカⅠ類”にはない用法がある。次例のようなものである。

（68）スグ行クガ。（すぐ行く。〈行けばいいんだろう。行きさえすれば文句はないだろう〉）
（69）欲シ～ンナラ アゲルガ。（欲しいのならあげよう。〈あげれば文句はないだろう〉）
（68）（69）：（虫明（1982：99）の例文と注釈）

このような“ガ”は、“デハナイカⅠ類”ではなくむしろ“ヨ”と対応しているように思われる。実際、次のように、“ヨ”によって表される表現効果と類似している。

（70）「早くしろ」「うるさいなあ。すぐ行くよ／*じゃない。」（OK行くが）

ただし、全ての“ヨ”が“ガ”と同じというわけではない。次のような“ヨ”は、“ガ”では置き換えられない（もちろん“デハナイカⅠ類”も不可）。

（71）「明日、学校に行くの」「うん、行くよ／*じゃない。」（*行くが）

この（70）と（71）の違いは、話し手と聞き手の認識にズレ（矛盾）があるかどうかということに求められる。（70）はこの点で、「知識確認の要求」の場合と共通している。「知識確認の要求」との違いは、そのズレ（矛盾）の解消までを求めるか否かということである。

上の（70）のような用法を、松丸（2012）に従い、「認識矛盾の表明」と呼ぶことにする。次は、松丸（2012）からの引用である。

（72）諸方言の文末詞『ガ』に共通するのは、次例のように『文脈・状況と話し手の認識の間に矛盾が生じていることを表明する』場合に用いられるという点である。仮にこの用法を『認識矛盾の表明』と呼んでおく（井上（1997）の『異議申し立て』に近

い)。標準語で上記の用法を表すのは『ヨ↓』(『↓』は下降調を表す)であり、『デハナイカ』が用いられることはない。

文字通り、「知識確認の要求」は「要求」するが、「認識矛盾の表明」は「表明」するのみ、ということになる。

それではなぜ、この「認識矛盾の表明」用法を“デハナイカⅠ類”は持たないのか、については、現時点では確定的なことは言えず、留保せざるを得ない。ただし、“デハナイカⅠ類”は、“カ”を内蔵していることが重要だと思われれる(～デハナイカ)。

“カ”の持つ特性が、“デハナイカⅠ類”が「認識矛盾の表明」の用法を持つことを妨げ、逆に、「知識確認の要求」の用法を持つことを促しているのではないかという見通しである。

これは、まだ実証できていないが、類推できる現象が、方言には存在するということを述べた上で、仮説を立てておきたい。データは、奄美方言のものである[10)]。

奄美方言では、「知識確認の要求」(「潜在的共有知識の活性化」「認識の同一化要求」)の用法の場合、“ガ”単独では不可能で、“ネ”という形式を後接させた“ガネ”でなければならない。次例を参照されたい。

(73)ほら、同級生に加藤っておった {*ガ/ガネ}。あの人、今、東京にいるんだって。
(74)そんなことしたら危ない {*ガ/ガネ}。

この場合の“ネ”という形式は、奄美方言では「肯否疑問文」を形成する形式として知られている(標準語の終助詞の“ネ”とは全く異なる)。

(75)お前、明日、行くネ？　(肯否疑問文)[11)]

この“ネ”は、次の(76)のような自問納得、(77)のような疑念表明(聞き手への問いかけ性なし)の場合には用いられないので、聞き手への要求性を持つとみなされる。

(76)[相手が「明日は行かない」と言ったのを聞いて納得して]
そうか、明日は行かん*ネ。
(77)あいつ本当に行く*ネ。(独り言で。「行くかな」のような意味で。)

また、奄美方言では、「同意要求」の場合も、“ガ”単独では不可能で、“ガネ”という形をとらねばならない。次例を見られたい。どちらも「同意要求」の例である。

（78）お前、今度結婚するらしい｛*ガ/ガネ｝。
（79）〔料理を一口食べて〕なかなか美味しい｛*ガ/ガネ｝。

ところが、「認識矛盾の表明」の場合のみ、“ガ”が単独で用いられるのである。

（80）A：いいかげんテレビを見るのやめなさい！
　　B：あと15分見たらやめる｛ガ/*ガネ｝

上の（80）は、標準語では“ヨ”で表現される（“デハナイカⅠ類”は不可）ことからも、「認識矛盾の表明」の例である[12)]。

まとめると、奄美方言の“ガ”は岡山方言とは異なり、単独では「認識矛盾の表明」しか表すことができず、「知識確認の要求」、「同意要求」を表すためには、要求性を持つ“ネ”を後接させた“ガネ”を用いなければならないということである[13)]。

標準語の“カ”が奄美方言の“ネ”に相当するものだと仮定した場合、上の事実は、“カ”を持つ“デハナイカⅠ類”が「認識矛盾の表明」の用法を持たないことと、ちょうど裏表のの関係にあると思われる。「認識矛盾の表明」は「要求性」を持ってはいけないということである[14)]。

5. おわりに

本稿は、日本語における、“デハナイカ（ジャナイカ）”という文末形式を伴った否定疑問文による確認要求的表現としての用法を、方言における“ガ”系の文末形式による確認要求的表現としての用法と対照しつつ、考察した。

結果として、次のようなことを明らかにした。

まず、“デハナイカⅠ類”について、その「スキーマ」を「非現実相（irrealis）の表示」ということに求めた。次に、岡山方言の“ガ”について、その「スキーマ」をやはり「非現実相（irrealis）の表示」であると考えた。

ただし、“ガ”には、“デハナイカⅠ類”にはない「認識矛盾の表明」という、聞き手への要求性を持たない用法があるため、その説明として、“デハナイカⅠ類”には、聞き手への要求性を担うと思われる“カ”が内蔵されているが、“ガ”には、そのような要素がないからではないか、

という仮説を立てた。

この仮説を類推させるデータとして、奄美方言を取り上げた。奄美方言の“ガ”は単独では「認識矛盾の表明」しか表さず、「知識確認の要求」等、聞き手への要求性を持つ用法の場合は、要求性を担う要素である“ネ”を後接させた“ガネ”という形式を用いなければならない。この事実は、“デハナイカⅠ類”が「認識矛盾の表明」の用法を持たないことと裏表の関係にあるとみなせる。

しかしながら、この仮説は、十分に実証されたとは言えない。今後の課題としたい。

注

1）いわゆる「質問」は、「不確定」なこと（命題の真偽が定められないこと）を「確定」にしてもらうことを要求するものである。

2）次のような例における“ダロウ”の用法は、「命題確認の要求」であるものの、“デハナイカⅡ類”、“ネ”では表現できない。この点の詳細も、三宅（2011）を参照されたい。

ⅰ.「どうだ、あったかいだろう／*んじゃない／*ね」「え、とっても。」

3）事実の指摘にとどめるが、「同意要求」は、三宅（2006）（2011）で「実証的判断」と呼ぶタイプの意味が表される形式とされる、“ヨウダ”、“ラシイ”等と共起することが多い。次例はいずれも「同意要求」である。

ⅰ. その様子では、冠木千夏子の安否についても、格別興味はないようですね

ⅱ. 堀口くん、きみはそのパンチ力を恐れられてなかなか相手がみつからず、試合ができないらしいじゃないか

4）三宅（2011）では、このような「プロトタイプに基づく分析」だけでなく、“ダロウ”はなぜ「同意要求」の用法を持たないかについての説明のための「スキーマに基づく分析」も用いられている。結果として、いわゆる「多義」の分析に用いられる「プロトタイプに基づく分析」（諸用法の中で、最も基本的あるいは原型的な用法を仮定し、他の用法はその基本的な用法から拡張したものととらえる分析）と「スキーマに基づく分析」（全ての用法に共通する抽象的あるいは本質的な意味を設定し、それぞれの用法はその意味が具体化したものととらえる分析）の両方を融合した分析となっている。

なお、本稿では全く紹介できていないが、三宅（2011）における“ダロウ”の分析は、いわゆる疑問文に生起した場合の用法についても分析がなされている。

5）“ダロウ”の分析を考慮に入れず、この用法のみを見た場合、「知識確認の要求」という名称は必ずしも適切とは言えない可能性があるが、本稿では「知識確認の要求」という用語は維持しておく。

6）この“irrealis”は、有田（1993）、前田（2009）では「非現実」と訳している。

7）次例のように、理由節が明示された場合は、その場での新規の判断であっても、“ハズダ”への交替は不可能である。

ⅰ. そうか、今日は日曜日だから、混雑していないわけだ／（≠はずだ）。

8）この場合、命題をメタ的にとらえていると言える。

9）この「青山融著『岡山弁JAGA!』（1998）」には、すでに翻訳が記されているので、それをそのまま引用した。「[翻訳]：～」が付されていないのはそのためである。

10）以下の「奄美方言」のデータは、松丸真大氏（滋賀大学）による奄美大島瀬戸内町における調査結果であり、

未公刊である。

11)「不定語疑問文」では不可能である。

ｉ．誰が／どこに／どうして 行く*ネ？

12) 念のため付記するが、奄美方言でもやはりすべての“ヨ”が“ガ”で置き換えられるわけではない。次例のような“ヨ”は、“ガ”では表せない（代わりに“ド”という形式が用いられる）

ｉ．A：私のメガネどこにあるか知らない？

B：机の上にあったヨ　{*ガ/ド}。

13) 奄美方言は、“ガ”と“ネ”で役割分担があり、“ネ”が要求性を担うということになる。

14) 念のため付記するが、“デハナイカⅠ類”の変種である“ジャナイ”は、“カ”がないように見えるが、これは音韻的に省略されただけであって、統語的／意味的に“カ”の機能がなくなったわけではない。したがって、“ジャナイ”であってもやはり「認識矛盾の表明」は表せない。

参考文献

Akatsuka, Noriko（1985）“Conditionals and the Epistemic Scale” *Language* 61-3

有田節子（1993）「日本語条件文研究の変遷」『日本語の条件表現』くろしお出版

井上 優（1997）「「もしもし、切符を落とされましたよ」—終助詞「よ」を使うことの意味」『月刊言語』26-2大修館書店

田野村忠温（1988）「否定疑問文小考」『国語学』164

前田直子（2009）『日本語の複文 条件文と原因・理由文の記述的研究』くろしお出版

松丸真大（2012）「方言における『知識確認の要求』」『日本語文法学会第13回大会発表予稿集』

三宅知宏（2006）「実証的判断が表される形式—ヨウダ・ラシイをめぐって—」『日本語文法の新地平 2 文論編』くろしお出版

三宅知宏（2011）『日本語研究のインターフェイス』くろしお出版

三宅知宏（2012）「日本語の『確認要求的表現』再考」『日本語文法学会第13回大会発表予稿集』

虫明吉治郎（1982）「岡山県の方言」『講座方言学8 —中国・四国地方の方言』国書刊行会

（文学研究科准教授）